

平成25年9月3日

お客さまへのお知らせ

共済契約者 各位

山形農業協同組合
代表理事組合長 板垣 平治郎

「激甚災害並びに当該災害に適用すべき措置の指定に関する政令」に伴う共済掛金払込猶予期間の延長・継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予について

このたびの大雨により、多大な被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。
さて、弊組合では、このたびの大雨による被害により、ご契約いただいております共済契約の掛金の払込み・契約継続の手続について、所定の期日までのお手続きが困難な方につきましては、下記の取扱いを行うことといたしますので、ご希望される方は組合にお申し込みください。

記

1. お取扱いの内容

- (1) 長期共済
共済掛金払込猶予期間の延長
- (2) 短期共済
共済掛金払込猶予期間の延長
継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予

2. 共済掛金払込猶予期間の延長（長期共済）

- (1) 対象となる共済種類
建物更生共済契約（セットされた賠償責任共済契約を含む。）、生命総合共済契約（セットされた傷害共済契約を含む。）、養老生命共済契約、終身共済契約、こども共済契約および年金共済契約。
- (2) 対象となる共済掛金
今回の大雨により被害(※1)を受けられた契約者様の契約で、年払契約は平成25年5月22日から平成26年5月21日までに年応当日を迎える契約の掛金、月払契約は全契約の掛金（平成25年6月から平成26年5月までの掛金）を対象とします。
(※1) 被害の定義および対象となる共済掛金の範囲など、詳細につきましては組合窓口にお問い合わせください。
- (3) 共済掛金払込猶予期間延長後の払込猶予期間満了日
 - ① 年払契約の場合
ア. 平成25年5月22日から平成25年7月22日までに年応当日(※2)を迎える契約の掛金
それぞれ平成26年度の年応当日の前日
イ. 平成25年7月23日から平成26年5月21日までに年応当日を迎える契約の掛金
平成26年7月22日（火）
(※2) 年応当日…年ごとの共済契約の成立の日に対応する日のことをいいます。

② 月払契約の場合

ア. 平成25年6月掛金

平成26年5月30日(金)

イ. 月応当日(※3)が1日から22日の契約の平成25年7月掛金

平成26年6月29日(日)

ウ. 月応当日が23日から31日までの契約の平成25年7月掛金および平成25年8月から平成26年5月までの掛金

平成26年7月22日(火)

(※3) 月応当日…月ごとの共済契約の成立の日に対応する日のことをいいます。

(4) 共済掛金払込猶予期間の延長のお申込期限

共済掛金払込猶予期間の延長を希望される方は、「長期共済 共済掛金払込延長申込書」を平成25年10月24日(木)までに組合にご提出ください。

3. 共済掛金払込猶予期間の延長(短期共済)

(1) 対象契約

自動継続特約付火災共済契約(2年目以降3年目までが対象)、月払特約(個人扱) または月払特約(特別割増・割引扱)付自動車共済契約(第2月度以降の共済掛金が対象)、月払特約(団体扱)付自動車共済契約、初回共済掛金口座振替特約付自動車共済契約(2年目以降の自動継続特約付自動車共済契約を含む。)、定額定期生命共済契約、自動継続条項が適用される傷害共済契約(普通傷害共済契約、交通事故傷害共済契約、就業者傷害共済契約、農作業中傷害共済契約、特定農機具傷害共済契約、学校管理下外傷害共済契約)で、平成25年7月22日から平成25年9月22日の間に約款に定める共済掛金払込猶予期間が満了する契約。

(2) 共済掛金払込猶予期間の延長の満了日

平成25年9月22日(日)

(3) 共済掛金払込猶予期間の延長のお申込期間

平成25年7月22日(月)から平成25年9月24日(火)

なお、共済掛金払込猶予期間の延長を希望される方は、「短期共済 共済掛金払込延長等申込書」を組合にご提出ください。

4. 継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予(短期共済)

(1) 対象契約

火災共済契約(共済掛金払込猶予期間の延長対象契約を除く。)、自動車共済契約(共済掛金払込猶予期間の延長対象契約を除く。)、賠償責任共済契約(建物更生共済にセットされた契約を除く。)、団体定期生命共済契約、傷害共済契約(共済掛金払込猶予期間の延長対象契約、生命総合共済にセットされた契約を除く。)およびボランティア活動共済契約で平成25年7月22日から平成25年9月22日の間に共済期間が満了する契約の継続契約。

(2) 継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予の満了日

平成25年9月22日(日)

(3) 継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予のお申込期間

平成25年7月22日(月)から平成25年9月24日(火)

なお、継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予を希望される方は、「短期共済 共済掛金払込延長等申込書」を組合にご提出ください。

以上